

同族会社の自社株式承継のポイント

同族会社の経営者が自社の株式を後継者へ承継することは、「財産の承継」と「経営権の承継」の二つの意味合いがあります。

「財産の承継」の側面では、税負担の問題に気を付けなければなりません。自社株式承継の具体的な方法には、譲渡、生前贈与及び相続がありますが、いずれも課税の対象になります。特に、生前に何ら承継対策を講じることなく相続が生じた場合には過大な相続税の負担が生じ、後継者が自社株式を保持できなくなることもあり得ます。

「経営権の承継」の側面では、議決権の確保問題となります。一般的に、中小企業においては所有と経営が分離していないため、安定した経営を維持するためには総議決権の 2/3 以上を確保しておく必要があります。

そこで、次のようにポイントをまとめました。



☆ 譲渡による自社株式承継では、経営者（譲渡人）に課される譲渡所得税の負担を軽減するために著しく低い価額で譲渡した場合には、後継者（譲受人）に贈与税が課されます。

☆ 贈与による自社株式承継では、相続時精算課税による価額固定リスクと暦年課税による相続財産の圧縮メリットを考慮に入れながら、長期計画に基づいて取るべき方法を検討しなければなりません。後継者に課される贈与税の負担を軽減するためです。

☆ 贈与税の納税猶予制度の適用においては、長期的な展望に立って事業継続要件の維持可能性を検討する必要があります。

また、納税猶予の対象となる株式は発行済株式の 3 分の 2 が限度であるため、経営者の所有株式をすべて贈与した場合には課税されることがあります。

☆ 相続による自社株式承継では、後継者に課される相続税の納税資金対策として、自社株式の物納、相続税申告期限後3年以内の発行会社への譲渡、納税猶予制度等について検討が有用な場合もあります。